

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

◇ 告 示
生活保護法による医療機関の指定
種畜証明書の交付

土地改良事業の認可
証紙の小売りさばき人の指定
証紙の小売りさばき人の廃止

告 示

鳥取県告示第三百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年四月一日	有限会社 森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭
七 日	神鳥眼科 医院	米子市博労町四丁目 三三一番地
十一日	野坂整骨院	米子市角盤町一丁目 七八番地

鳥取県告示第三百六十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明 書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	血 統		等級 及び氏名	飼養者 の住所
					父	母		
昭四七 鳥取臨 第一号	パインラグ アンブル テキサル種	ホルス ラグ アンブル	昭和四十 五年九月 二十七日	東伯郡 赤碕町	ポンド ラグ アンブル デビュー プリー	ローナ ベリー テキサル デージー	三級	東伯郡 赤碕町 鳥取県 種畜場

鳥取県告示第三百七十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（津ノ井地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年五月十三日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百七十一号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十七年 五月一日	三六七	八頭郡 郡家町郡家	財団法人 結核予防会 鳥取県支部 郡家出張所長 波谷 泰彦	八頭郡郡家町郡家 郡家保健所内

鳥取県告示第三百七十二号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廃止があつたので告示する。

昭和四十七年五月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

廃止年月日	住 所	氏 名	廃止前の売りさばき場所
昭和四十七年 四月三十日	八頭郡郡家町郡家	鳥取県職員組合 郡家保健所支部長	八頭郡郡家町郡家 郡家保健所内

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(料送を含む。)】